

生衛 やまがた

第214号

編集・発行 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センター
〒990-0033 山形市諏訪町2丁目1番60号
☎(023)623-4323 <http://www.seiei.or.jp/yamagata/>



後継者育成支援事業

現在、生活衛生関係業界では、経営者の高齢化の進行に伴い後継者不足が深刻になっております。

このことから、当指導センターでは若年層の生衛業に対する職業観の向上と後継者の確保対策や将来の生衛業への就職、または、自らの起業などのきっかけとして、各組合等の協力を得ながら高校生を対象としたインターンシップ(職場体験)事業をおこなっております。

今年度は、県内から23名の参加者があり、夏休み中、それぞれ希望の業種で職場体験をおこないました。ご協力いただきました関係者の皆様へ深く感謝いたします。



11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等において、平成26年度より11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもとに、生活衛生の周知広報や組合活動活性化のための取り組みを重点的に展開しております。

山形県生活衛生営業指導センターも、これらの活動と連携し、生衛業の衛生水準の確保・向上を図るための事業を実施します。

組合の組織強化拡大と業界発展のため組合加入を呼びかけましょう！



クリーニング師研修及び業務従事者講習実施のお知らせ

クリーニング師研修及び業務従事者講習を下記のとおり開催いたします。

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、3年を超えない期間ごとに、クリーニング業法に定められた研修を受ける義務があります。

また、クリーニング所の業務従事者についても、営業者は従事者の5分の1（端数を生じる場合は切上げ）について3年を超えない期間ごとに法に定められた講習を受けさせる義務があります。

※ただし、クリーニング師がクリーニング師研修を受講している場合は、クリーニング師1名につき業務従事者5名分の講習を受講したものとみなされます。

◆クリーニング師研修◆

	日 時	会 場
村山会場	11月7日（木）13：30～	山形国際交流プラザ山形ビッグウイング（4F研修室） （山形市平久保100）
庄内会場	11月12日（火）13：00～	酒田勤労者福祉センター（展示ホール） （酒田市緑町19-10）

◆クリーニング業務従事者講習◆

	日 時	会 場
村山会場	11月8日（金）13：30～	山形国際交流プラザ 山形ビッグウイング（4F研修室） （山形市平久保100）
庄内会場	11月13日（水）13：00～	酒田勤労者福祉センター（展示ホール） （酒田市緑町19-10）
置賜会場	11月1日（金）13：00～	アクティー米沢（第2会議室） （米沢市西大通1丁目5-5）

◆研修科目◆

1. 繊維及び繊維製品	4. 衛生法規及び公衆衛生
2. 洗濯物の処理	5. レポート
3. 洗濯物の受け取り、保管及び引き渡し	

標準営業約款普及登録促進月間



厚生労働大臣認可

標準営業約款（Sマーク）とは、消費者の利益保護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業が提供するサービスや技術、設備内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が、営業者からサービスを受けたり商品を購入したりするときの選択の利便を図ることを目的として、厚生労働大臣が認可した制度です。

標準営業約款のシンボルマークである「Sマーク」は、Safety（安全）、Sanitation（清潔）、Standard（安心）の三つの頭文字のSを表しています。

しかしながら、約款の登録は決して高い水準にはないため、広く利用者や消費者に対する制度の普及・啓発活動を強化していく必要があります。

このため、11月を「標準営業約款普及登録推進月間」と定め、厚生労働省の後援や各関係機関等の協力を得ながらこの制度の周知、登録の推進を図っていくこととしています。

未加入店の事業主の方はこの機会にぜひ加入をご検討ください！

	登録手数料	標識代等	合 計
新規登録（3年有効）	6,600円	3,300円	9,900円
再登録（5年有効）	2,360円	1,300円	3,660円

◇クリーニングはSマークのお店で◇

事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。
多くの人々が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。

+ **病院・学校**

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

🍴 飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

🏢 オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送
事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

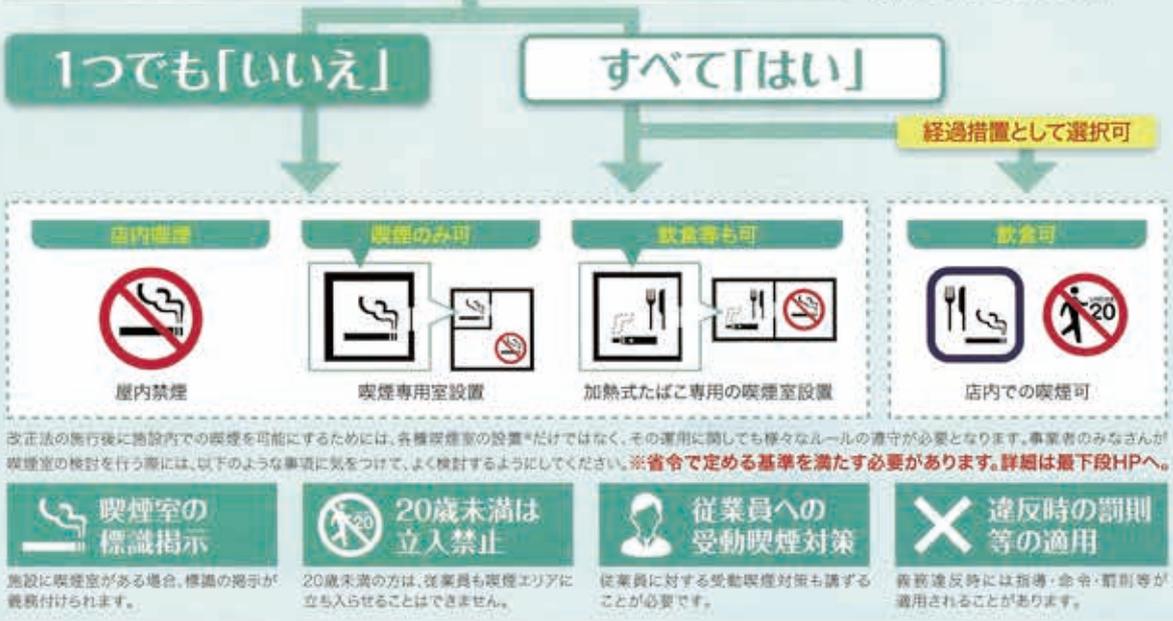
※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の
設置も可能です。

▼ 飲食店についての経過措置 ▼

飲食店のみなさんは、以下の3つの項目の回答によるご自身の事業者分類によって、経過措置があります。

- Q1 2020年4月1日時点で、営業している店舗ですか？
- Q2 資本金または出資の総額5000万円以下ですか？
- Q3 客席面積は100㎡以下ですか？

! お住まいの自治体によっては、改正健康増進法以外にも、独自の条例によって受動喫煙防止に関する義務が定められている場合があります。詳細については各自治体へお問い合わせください。



事業者のみなさんへの 財政・税制支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。
また、喫煙室の設置等に関する相談窓口や測定機器の貸出も行っています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzan/kitsusary/index.html

【税制措置】特別償却または税額控除制度

2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用を認めます。

詳しくは、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000338604.pdf#P12>



詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



出典：厚生労働省ホームページ



経営の安定化に向けてご活用ください!

日本公庫の生活衛生改善貸付

「生活衛生改善貸付」とは?

- 従業員が5人（旅館業および興行場営業は20人）以下の生活衛生関係営業業者の方にご利用いただける無担保・無保証人の融資制度です。
- ご利用にあたっては、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けることが必要となります。

ご融資額	2,000万円以内
ご返済期間 (うち借入期間)	設備資金：10年以内 (2年以内) 運転資金：7年以内 (1年以内)
利率 (注)	特別利率F
担保・保証人	不要 (法人の代表者保証も不要)

(注) 利率は、日本公庫のホームページの金利情報 [国民生活事業主要利率一覧表] からご確認ください。

ご相談は、生活衛生同業組合、生活衛生営業指導センターまたは日本公庫 国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫
国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

山形支店 〒990-0042 山形市七日町 3-1-9 (山形商工会議所会館)
Tel 023-642-1331
酒田支店 〒998-0036 酒田市船場町 1-1-2
Tel 0234-22-3120
米沢支店 〒992-0045 米沢市中央 4-1-30 (米沢商工会議所会館)
Tel 0238-21-5711